

地方債許可基準と地方税減税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月二十二日

片山さつき

参議院議長 西岡武夫 殿



地方債許可基準と地方税減税に関する質問主意書

平成二十二年十月二十一日の参議院総務委員会において、私が片山善博総務大臣に対し質疑を行つた、地方税減税と地方債許可基準について、以下質問する。

一 平成二十二年度地方債同意等基準（平成二十二年総務省告示第百三十三号）の第三「許可団体に係る許可基準」の六「標準税率未満により許可を要する場合」は、いつ、どのような検討の経緯があつて、作成されたのか。作成された日付、検討を行つた審議会やこれに準ずる会議における有識者からの意見聴取の有無、一般国民からの意見聴取の有無を明らかにするとともに、意見聴取を行つたのであれば、その具体的なやり方、そこで出てきた意見の全容を示されたい。

二 地方税減税が認められる基準がどのようなものになるのかについては、国会でも議論がなされており、このような重要事項を決定するに当たつては、国会への説明があつてしかるべきではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

